路外駐車場チェックシート

_					令和	年	月	日
駐車場の名称								
駐車場の位置			熊谷市					
			住所:					
設	置	者	氏名:					
			八九 .	Tel	()		
作	成	者	氏名:	Tel	()		
				-	-			

路外駐車場全般 ※適合している場合はチェック欄にレ	点を記入し	てくた	ぎさい
① 出入口について(令第7条第1項)		チェック	審査
・横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口、横断歩道・自転車横断帯の側 点の側端、道路の曲がり角から5mを超えている。	端、交差		
・安全地帯の範囲から前後10mを超えている。			
・バスの停留所、標示柱、標示板から10mを超えている。			
・踏切の側端から前後10mを超えている。			
・ 軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けていない。			
・ 橋に設けていない。			
・ 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設 不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、自動遊園、児童的 入口から20mを超えている。			
・前面道路の幅員が6m以上である。			
・前面道路の縦断勾配が10%以下である。			
・ 前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障の少ない道路に設けている。			
・駐車スペースが6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以	人上ある。		
• 1.5m以上の隅切りがある。			
・出口から2m後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、通行する者を確認でき			
②車路について			
・相互通行は5.5m【3.5m】以上、一方通行は3.5m【2.25m】以上(駐車料金の復 が設置されており、歩行者の兼用しない箇所は2.75m【1.75m】以上)ある。	數収施設		

※自動二輪車専用駐車場は【】内の数値とする。

(様式第2号)

建築物である路外駐車場 ※適合している場合はチェック欄にレ点を記入	してくナ	どさい
③車路・車室について	チェック	審査
・駐車場の梁下高さ(配管、標識、照明等も含む有効高さ)が、車路では2.3m以上、車室では2.1m以上ある。		
・車路の屈曲部において、5.0m【3.0m】以上の内のり半径を確保している。		
・車路の傾斜部において、縦断勾配が17%以下で、粗面または滑りにくい材料である。		
④避難階段について		
・直接地上へ通ずる出口のない階には、建築基準法施行令に規定する避難階段またはこれに代わる設備を設けている。		
⑤防火区画について		
・給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合は、耐火構造の壁または特定 防火設備で区画している。		
③換気装置について		
1時間に10回以上直接外気と交換できる換気装置を設けているか、または換気に有効 な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上ある。		
⑦照明装置について		
・ 車路の路面10ルックス以上、車室の床面2ルックス以上の照明装置を設けている。		
⑧警報装置について		
・ 自動車の出入り及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設けている。		
⑨特殊の装置について		
・ 特殊の装置を用いる場合、大臣の認定がある。		

※自動二輪車専用駐車場は【】内の数値とする。

路外駐車場移動等円滑化基準(平成18年国土交通省令112号)	
⑩駐車施設について(令第2条)	
・ 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けている。	
・幅員を3.5m以上確保している。	
・ 車いす使用者用の表示をしている。	
⑪移動等円滑化経路について(令第3条)	
路外駐車場車いす使用者用施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者や障がい者等が円滑に利用できる経路となっている。	
・ 経路上に段差は設けないこと。段差を設けている場合、傾斜路を併設している。	
・経路を構成する出入口の幅は、80cm以上確保している。	
・経路を構成する通路は、幅を、120cm以上確保している。	
・ " 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けている。	
・ 経路を構成する傾斜路は、幅を、120cm以上確保している。(段に併設する場合は90cm以上確保している。)	
• " 勾配が1/12を超えていない(高さが16cm以下のものについては 1/8を超えていない)。	
・ 傾斜路の高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けている。	
・傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けている。	
⑫特殊の装置について(令第4条)	
・特殊の装置を用いる路外駐車場は、国土交通大臣がその装置が前2条の規定による 構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。	